

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表済事故において、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断した案件について

令和 3 年 9 月 10 日
経済産業省産業保安グループ
製品安全課製品事故対策室

消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号。以下「消安法」）第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故に係る公表において、製品起因か否かが特定できていない事故として公表した案件のうち別紙については、消費経済審議会製品安全部会『令和3年度第1回製品事故判定第三者委員会』における審議の結果、原因究明調査を行ったものの製品に起因して生じた事故かどうか依然として不明であると判断したので、製品安全に資する情報提供の観点から、不明の理由を付して公表することとします。

なお、事故原因は不明であるため、今後の事故の発生について注視し、必要に応じて対応を行うこととしています。

※詳細は別紙のとおりです。

【参考】消安法

（内閣総理大臣への報告等）

第35条

消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは、当該消費生活用製品の名称及び型式、事故の内容並びに当該消費生活用製品を製造し、又は輸入した数量及び販売した数量を内閣総理大臣に報告しなければならない。

資料6(79件)

原因調査を行ったが、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断した案件(案)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
1	A201800260 平成30年7月20日(山口県) 平成30年8月2日	空気清浄機	アムウェイ空気清浄機	日本アムウェイ合同会社 (輸入事業者)	(火災) 異音がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○当該製品は著しく焼損しており、原形をとどめていなかった。 ○基板は焼損物に埋もれ、大半の部品が脱落していたものの、原形をとどめており、残存する部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○ファンモーターに出火の痕跡は認められなかった。 ○電源コードは、電源プラグが確認できず、芯線は断線していたものの溶融痕は認められなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
2	A201800661 平成31年1月11日(愛媛県) 平成31年1月24日	電気ストーブ	DH-C913	株式会社コロナ	(火災) 建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	○当該製品の電源を入れ、5時間後に一度部屋を出てトイレに行き、戻ってきたところ、当該製品下部から出火しているのを発見した。 ○当該製品は焼損が著しく、樹脂製部品は焼失していた。 ○電源基板は一部欠損し、残存部は炭化して電気部品は脱落していた。 ○首振りモーターの巻線に出火の痕跡は認められなかったが、接続端子部が溶融し、モーターケース内部に金属粒が認められた。 ○ヒーターの発熱部は確認できなかったが、電極部に出火の痕跡は認められなかった。 ○電源基板とヒーター上側の電極を接続する内部配線は一部が欠損しており、残存する端子に溶融痕が認められた。 ○電源コード、操作基板等は焼失しており、確認できなかった。 ○ヒーターガード部に繊維等付着物の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、焼損が著しく、確認できない部品があることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
3	A201800704 平成31年1月6日(広島県) 平成31年2月8日	電気洗濯機	NA-W30Z2	松下電器産業株式会社 (現 パナソニック株式会社)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の焼損は著しく、樹脂部はほぼ焼失していた。 ○洗濯槽用モーター及び脱水槽用モーターは著しく焼損し、ローターは前後軸受部が固着していたが、巻線に断線等は認められなかった。 ○内部配線は被覆が焼失して断線しており、一部の配線に溶融痕が認められた。 ○2つのタイマースイッチのうち1つは著しく焼損しており、もう一つは確認できなかった。 ○メインヒューズは切れていなかった。 ○電源コードは、芯線が断線し、芯線及び断線部に溶融痕は認められなかったが、本体側の一部が確認できなかった。 ○当該製品は物置小屋の軒下に設置されており、コンセントに接続されていたが、事故発生日の約1か月前から使用していなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
4	A201800705 平成31年1月22日(徳島県) 平成31年2月8日	バッテリー(リチウムイオン、電動工具用)	BL1860B	株式会社マキタ(輸入事業者)	(火災) 車両内で当該製品を電動工具に装着して置いていたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○車両内で、当該製品及び同型品、複数個のリチウムイオン電池セル並びに純正の充電器が著しく焼損していた。 ○当該製品及び同型品は、いずれも焼損が著しく、外郭は溶融して塊となっていたが、制御基板は形状を保っており、出火の痕跡は認められなかった。 ○回収された一部の電池セルの外装缶にへこみ、亀裂、腐食穴、内部破裂、電極の噴出等が認められた。 ○充電器に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品のリチウムイオン電池セルから出火した可能性が考えられるが、焼損が著しく、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
5	A201800798 平成31年1月8日(香川県) 平成31年3月14日	電気式浴室換気乾燥暖房機	BS-261	マックスシンワ株式会社(現 マックス株式会社)	(火災、死亡1名) 当該製品及び建物を全焼する火災が発生し、1名が死亡した。	○当該製品は焼損が著しく、浴室の天井から落下した状態であり、本体内部の電気部品は金属外郭内で溶融した塊状の樹脂の中に埋もれていた。 ○金属外郭内の樹脂製部品は著しく焼損していた。 ○ファンモーター用進相コンデンサーは焼失していたが、コンデンサーに接続するファストン端子に出火の痕跡は認められなかった。 ○入力端子台、電源線等、一部の電気部品が確認できなかった。 ○PTCヒーター、ファンモーター等残存するその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく確認できない部品があり、事故発生時の詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
6	A201800803 平成30年12月7日(広島県) 平成31年3月18日	リチウム電池内蔵充電器	KBPB-P040	株式会社イデアル(輸入事業者)	(火災) 当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者は当該製品を携帯電話機用充電器に接続して、事故発生の2日前から充電していた。 ○当該製品は焼損が著しく、原形をとどめておらず、基板及び円筒形リチウムイオン電池セル3個が分離していた。 ○電池セル3個のうち、2個の負極銅箔板が噴出しており、銅の粒体や溶融痕が認められた。 ○基板に溶融等の異常は認められなかった。 ○当該製品の保護回路の機能等、詳細な仕様は確認できなかった。 ●当該製品の円筒形リチウムイオン電池セルが内部短絡して出火に至ったものと推定されるが、焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
7	A201900032 平成31年3月6日(東京都) 平成31年4月9日	電気衣類乾燥機	不明	日立グローバルライフソリューションズ株式会社	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生時、当該製品は使用されておらず、洗濯物も入れていなかったとの申出内容であり、ドラム内は空の状態であった。 ○当該製品の外郭は著しく焼損し、樹脂製部材は焼失していた。 ○PTCヒーターはアルミフィンが溶融して一部が欠損し、原形をとどめていなかったが、接続端子及び電源線に溶断は認められなかった。 ○スイッチ基板及び制御基板は回収されておらず、確認できなかった。 ○電源コード及びアース線は、電源プラグから全長の2/3は絶縁被覆が残存していたほか、電源プラグに焼損は認められず、製品内部の電源スイッチ近傍に溶融痕が認められた。 ○その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○事故発生時、当該製品は、大量の書類が収納された押し入れに設置されていたが、設置状況の詳細は確認できなかった。 ●当該製品の焼損は著しく、事故発生時の詳細な使用状況が不明であり、確認できない部品があることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
8	A201900071 平成31年4月15日(香川県) 平成31年4月24日	ウォーターサーバー	YO-04L	株式会社 ナック (輸入事業者)	(火災、死亡1名) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が死亡した。	○当該製品は、側面の金属製外郭が表裏ともに焼損が著しく、前面及び背面の樹脂製外郭は焼失していた。 ○当該製品の内部に残存していた温水タンク、冷水タンク、コンプレッサー、凝縮器等に出火の痕跡は認められなかった。 ○温度調節用サーモスタットは温水タンクから脱落しており、確認できなかった。 ○電源コード及び電源プラグは焼損していたが、熔融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく確認できない部品があり、事故発生時の詳細な状況が不明なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	A201900354と同一案件
9	A201900347 平成30年7月2日(不明) 令和1年8月8日	電動アシスト自転車	A6L49	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 使用者(70歳代)が当該製品で走行中、転倒し、右足首を負傷した。	○使用者が当該製品で歩道を走行中、右折してきた自転車に気付き、スピードを上げようとペダルを踏み込んだところまでは記憶があるが、気付いたら転倒して当該製品の下敷きになっていた。 ○当該製品は、サークルロックを施錠、開錠すると連動してハンドルロックが施錠、開錠される機構を搭載しており、2019年6月24日からリコールされているリコール対象型式であったが、ハンドルロックのケースは破損していなかった。 ○ハンドルロック内部に異物や変形は認められなかった。 ○サークルロックは、2010年9月前の旧式品(第4世代)で、かんぬきの摺動状態は円滑であった。 ○サークルロックのスライダーケースの摺動面には汚れの付着が認められた。 ○連動ワイヤーの摺動状態に異常は認められなかった。 ●当該製品は、何らかの要因でバランスを崩したり、ハンドルが突然ロックしてバランスを崩した可能性があるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
10	A201900354 平成31年4月15日(香川県) 令和1年8月8日	電気冷蔵庫	NR-F452TM	松下電器産業株式会社 (現 パナソニック株式会社)	(火災、死亡1名) 建物を全焼する火災が発生し、1名が死亡した。現場に当該製品があった。	○当該製品の側面と背面の金属製外郭は表裏ともに焼損し、樹脂部材は焼失して下部に焼損した庫内部品、電気部品及び内部配線が堆積していた。 ○コンプレッサー、霜取りヒーター、制御基板等、残存していた電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○ヒーター、ファンモーター、操作基板等の電気部品は確認できなかった。 ○残存する電源コード及び電源プラグに熔融痕等の出火の痕跡は認められなかったが、電源コードは一部が欠損して確認できなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく確認できない部品があり、事故発生時の詳細な状況が不明なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	A201900071と同一案件
11	A201900489 平成30年3月12日(埼玉県) 令和1年9月17日	電気カーペット	OHC-45CR (オーム電機株式会社ブランド)	ベスタック株式会社(オーム電機株式会社ブランド)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者は当該製品を掛布団と敷布団の間に入れて使用していた。 ○当該製品の焼損部位で内部のヒーター線が剥がれ交差していた。 ○取扱説明書には、「保温性のよい座ぶとんや座いすなどをのせたり、当該製品本体を折り曲げたり、しわにして使わない。」旨、警告表示されていた。 ○当該製品は確認できなかった。 ●当該製品を掛布団と敷布団の間に入れて使用していたため、局部的に温度が上昇してヒーター線の接着が剥がれ、ヒーター線が交差して異常発熱したことから出火したものと推定されるが、当該製品が確認できず、事故発生以前の詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
12	A201900573 平成30年12月2日(福島県) 令和1年10月9日	電気蓄熱式湯たんぽ	WJ-700	ウィキャン株式会社 (輸入事業者)	(重傷1名) 使用者(80歳代)が当該製品を使用して就寝中、当該製品が破裂し、右足に火傷を負った。	○使用者が就寝中に当該製品を蓄熱状態にするため、加熱ユニットに電源コードを接続したまま、通電状態で使用していたところ、当該製品が破裂し、火傷を負ったとの申出内容であった。 ○当該製品は、使用者が廃棄したため確認できず、事故発生時の状況も不明であった。 ○当該製品は袋状であり、内部には蓄熱用の内容液が充填され、袋表面には加熱ユニットが備わっていた。 ○取扱説明書には、「通電が終了したら電源コードは必ず抜く。」「通電中に本体を使わない。」「長時間にわたり、身体と同じ箇所に本体を当て続けない。低温やけどになるおそれがある。」旨、警告表記されている。 ○同等品に電源コードを接続して通電したところ、通電終了ブザーが鳴るまで加熱が継続して本体温度は70～80℃まで上昇し、その後加熱は停止した。加熱中は本体がわずかに膨張したが破裂せず、通電終了ブザーが鳴った後、電源コードを抜くと通電前の形状に戻った。また、通電終了のブザーが鳴った後も電源コードを接続し続けたところ、一旦は本体温度が50℃程度まで低下したが、その後通電を再開して本体温度が上昇し、ブザーが鳴って通電終了するという動作を繰り返すことが確認された。 ●使用者が当該製品の電源コードを抜かずに就寝中に使用していたため、火傷を負った可能性があるが、当該製品の詳細を確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
13	A201900623 令和1年9月28日(東京都) 令和1年10月16日	電子レンジ	NE-TY152	パナソニック株式会社 (輸入事業者)	(火災) 当該製品の内部部品を焼損する火災が発生した。	○当該製品の外観及び庫内に焼損は認められなかった。 ○制御基板上の雑音防止用のフィルムコンデンサー及び直上のリレーが焼損し、フィルムコンデンサーは外郭が割れて内部の素子が焼損していた。 ○マグネトロン、インバーター基板、ヒーター、電源コード等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○取扱説明書には、「吸気口、排気口はふさがない。火災の原因になる。」旨、記載されていたが、当該製品は右側面及び背面が壁に密着した状態で設置、使用されていた。 ●当該製品は、制御基板上のフィルムコンデンサーの絶縁性能が低下したため、内部短絡して焼損に至ったものと推定されるが、フィルムコンデンサーの不具合によるものか、設置状況の影響によるものか不明であり、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
14	A201900803 令和1年10月7日(栃木県) 令和1年11月14日	発電機(携帯型)	HPG1600i	株式会社ワキタ (輸入事業者)	(火災) 作業現場で当該製品を使用しようとしたところ、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品の再始動のため、エンジンの点火操作を繰り返していたところ、当該製品上部から出火した。 ○当該製品は、エアクリーナー周辺に著しい焼損が認められた。 ○エアクリーナーの直上に設置されているフロートチャンバーの固定ボルトに緩みが認められた。 ○エアクリーナー直下の樹脂表面からガソリンの成分が検出された。 ○点火プラグキャップ内部は、部品が一部溶融しており、消火剤が侵入した痕跡が認められた。 ○エンジン、電気部品等その他の部位に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の点検は購入以来行われていなかった。 ●当該製品のフロートチャンバー固定ボルトが緩んでいたため、ガソリンが製品内部に滴下し、エンジン再始動時の点火操作で生じた火花がプラグキャップの隙間を通じて気化したガソリンに引火したものと推定されるが、固定ボルトが緩んだ原因が不明であり、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
15	A201900817 令和1年10月14日(山口県) 令和1年11月19日	電気掃除機	Puzzi8/1C	ケルヒヤー ジャパン株式 会社 (輸入事業 者)	(火災) 店舗の車庫で当該製品を焼 損する火災が発生した。	○事故発生の前日に店舗で当該製品を使用し、ウォーターポンプのスイッチを入れたまま帰宅して、翌日確認したところ、当該製品が焼損していた。 ○当該製品は焼損が著しく、樹脂部分はほとんど焼失していた。 ○ウォーターポンプのコイル巻線にえぐれたような痕跡が認められた。 ○基板、バキュームモーター等その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○取扱説明書には、「スイッチを入れた状態で5分以上放置しないこと。ポンプが過熱損傷する。」、「スイッチを入れた状態で機械から離れないこと。作業終了時はスイッチを切ること。」旨、記載されている。 ●当該製品は、ウォーターポンプのコイル巻線から出火した可能性が考えられるが、焼損が著しく、事故発生時の詳細な状況が不明なため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
16	A201900820 令和1年10月13日(愛知県) 令和1年11月21日	携帯電話機 (スマートフォン)	iPhone XR	Apple Japan 合同会社 (輸入事業 者)	(火災、死亡2名) 当該製品及び周辺を焼損す る火災が発生し、2名が死亡 した。	○当該製品は事故発生の14日前に購入されたものであり、事故発生時、純正の充電器に接続されていた。 ○当該製品の焼損は著しく、全ての電気部品が露出していた。 ○バッテリーのリチウムイオン電池セルの焼損は著しく、外郭ケースは焼失していた。 ○電池セルの電極体は、全体的に焼損していた。 ○メイン基板、ライトニングコネクタ等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、バッテリーのリチウムイオン電池セルが異常発熱し、出火した可能性が考えられるが、電池セルの焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
17	A201900825 令和1年11月5日(神奈川県) 令和1年11月21日	電気冷蔵庫	GR-P41G	東芝ライフス タイル株式 会社 (輸入事業 者)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損す る火災が発生した。	○当該製品は、背面上部の焼損が著しく、扉側に向かって焼損していた。 ○電源コードは電源プラグ側と本体側の2か所で断線し、一部が欠損しており、電源プラグ側の断線部の両極に溶融痕が認められた。 ○背面上部にある電源基板は全体的に焼損していたが、電流ヒューズは切れておらず、出火の痕跡は認められなかった。 ○機械室等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、焼損が著しく、電源コードの一部が確認できないことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
18	A201900874 令和1年11月5日(愛媛県) 令和1年12月3日	電気脱臭装置	stream型	株式会社カル モア (輸入事業 者)	(火災) 集合住宅のゴミ集積場で異臭 がしたため確認すると、当該 製品及び周辺を焼損する火 災が発生していた。	○当該製品は著しく焼損し、本体の樹脂製外郭の上側の多くが溶融、焼失しており、底面側は溶融、変形し、一部が焼失していた。 ○当該製品の基板に取り付けられた2個の生成管のうち1個は根元及び樹脂製取付台が著しく焼損していた。 ○基板は生成管の取付部分が焼損し、全体的にすずの付着が認められた。 ○ファンモーターは確認できなかった。 ○基板、トランス、内部配線等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品は設置後5年間、メンテナンス及び生成管の交換が行われていなかった。 ○取扱説明書には、「1年ごとに生成管の清掃及び定期点検が必要。」、「3年ごとに生成管の交換及び定期点検が必要である。」旨、記載されている。 ●当該製品の生成管の基板取付部から出火したものと推定されるが、焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
19	A201900914 平成31年2月13日(東京都) 令和1年12月10日	電動アシスト 自転車	AF6L30	ブリヂストン サイクル株 式会社	(重傷1名) 当該製品をスタートしようとし たところ、自転車に衝突し、転 倒、負傷した。	○当該製品に乗車中、T字路で一時停止して右方向に曲がろうとしたところ、右側から別の自転車が出てきて衝突し、左側に転倒した。 ○当該製品は、サークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される構造であった。 ○ハンドルロックのケースは破損していなかった。 ○前輪及び後輪の回転に異常は認められず、前輪、前ホーク及び前泥よけステーに、異物の巻き込みによる損傷及びその痕跡は認められなかった。 ○ヘッド機構の回転はがたつきがなく円滑で、調整状態に異常は認められなかった。 ○当該製品で乗車走行を実施した結果、直進走行性及びスラローム走行性に異常はなく、ブレーキによる制動を行っても、左側に転倒する要因は認められなかった。 ○ハンドルロックとサークルロックの施錠及び開錠操作を行ったところ、かんぬきが完全に戻りきらないものの、ハンドルロックのインジケーター及びハンドルにロックが掛かる動作に異常は認められなかった。 ○連動ワイヤーのアウトター及びインナーともに変形、屈曲等はなく、摺動も円滑であり、施錠及び開錠時における連動ワイヤーの突出量(移動量)も適正であった。 ○サークルロックは、2010年9月前の旧式品(第4世代)で、連動ワイヤーを装着するスライダの組み付け状態に異常はなかったが、スライダー内部に汚れが付着しており、事故発生時のスライダーの摺動状態は不明であった。 ●当該製品は、何らかの要因でバランスを崩したり、ハンドルが突然ロックしてバランスを崩した可能性があるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
20	A201900948 令和1年8月21日(島根県) 令和1年12月18日	バッテリー(リ チウムイオン、 電動リール 用)	WBG- FRB3500	World's Best Goods (輸入事業 者)	(火災) 当該製品を焼損する火災が 発生した。	○当該製品は、事故発生日の4日前に使用した際に海水が付着したが、使用者は海水を拭き取らずに床に置いていた。 ○当該製品の焼損は著しく、樹脂製外郭は焼失していた。 ○内蔵された4個のリチウムイオン電池セルのうち、1個に著しい膨張が認められた。 ○膨張が認められた電池セルの電極体の焼損が著しく、外装缶の内壁に固着していた。 ○制御基板は確認できなかった。 ●当該製品は、内部に海水が浸入し、リチウムイオン電池セルが異常発熱して出火した可能性が考えられるが、当該製品の焼損は著しく確認できない部品があることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
21	A201900996 平成31年4月9日(香川県) 令和2年1月8日	電動アシスト 自転車	A4D84	ブリヂストン サイクル株 式会社	(重傷1名) 使用者(80歳代)が当該製品 で走行中、前方から自転車が 来たため停止しようとしたと ころ、転倒し、左足を負傷した。	○使用者は、当該製品で走行中、前方から自転車が来たため、降りて止まろうとしたところ転倒したとの申出内容であった。 ○事故発生時の詳細な状況は不明であった。 ○当該製品は、確認できなかった。 ●当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
22	A201901028 令和1年12月27日(大阪府) 令和2年1月17日	オーブントースター	EOT-032-W	アイリスオーヤマ株式会社 (輸入事業者)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○使用者が当該製品の設置後に空焼きしたところ、庫内から出火したため、水を掛けて消火した。 ○庫内は乳白色のポリプロピレン樹脂の異物が焼損し、庫内底部のくず受皿上に固着していた。 ○当該製品に使用されているポリプロピレン樹脂の部品は全て黒色であった。 ○製造工程内での検査によって異物を発見し、製品を出荷しないようにする体制が整っていた。 ○付属品等を庫内に仮固定していた結束バンドやテープ類は、使用者が空焼き前に取り外しており、梱包材を含む全ての付属品に焼損は認められなかった。 ○使用者は、庫内の残留物がないことを空焼き前に確認していたが、庫内底部のくず受皿までは確認できていなかった。 ●当該製品は、工場出荷時に降に庫内に異物が混入し、空焼き時に異物が加熱されて出火したものと考えられるが、異物が混入した原因及び時期が特定できず、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
23	A201901036 令和1年12月26日(岐阜県) 令和2年1月20日	電子レンジ	不明	株式会社東芝(現 東芝ホームテクノ株式会社)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、正面から見て右側にある操作パネルの焼損が著しかった。 ○メイン基板は、トランス及びリレーのみ残存しており、大部分が焼失していた。 ○ドアスイッチは焼失していた。 ○高圧トランス、マグネロン、ヒーター、基板上で残存していた部品等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
24	A201901048 令和1年12月24日(福岡県) 令和2年1月22日	電気クリーナー(窓用、充電式)	DWC-1501	株式会社ドウシヤ	(火災) 当該製品を充電中、当該製品及び周辺を溶融する火災が発生した。	○当該製品にACアダプターを接続して延長コードのタップに接続し、充電を開始して約1時間後に火災が発生したとの申出内容であった。 ○当該製品の焼損は著しく、樹脂製部品の大部分が焼失していた。 ○当該製品内蔵のリチウムイオン電池セル1個が焼損、破裂し、内部電極の大部分が飛散して確認できなかった。 ○当該製品のACアダプターは確認できなかった。 ○当該製品のモーター、制御基板等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○延長コードは電源コード中央及びタップが焼損しており、電源コードはタップのカンメ部より約30mmの箇所まで断線して溶融痕が認められた。 ●当該製品のリチウムイオン電池セルから出火したものと推定されるが、焼損が著しく、事故発生時の詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	A201901125と同一案件
25	A201901102 平成26年6月7日(愛媛県) 令和2年2月3日	自転車	AB7TPL	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 当該製品で坂道を走行中、転倒し、負傷した。	○使用者は、当該製品で下り坂を走行中、前のめりに転倒したとの申出内容であった。 ○事故発生時の詳細な状況は不明であった。 ○当該製品は、使用者が廃棄済みのため確認できなかった。 ●当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
26	A201901117 令和1年12月31日(広島県) 令和2年2月5日	ノートパソコン	FMVA42WW	富士通株式会社(現 富士通クライアントコンピュータ株式会社)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は液晶画面を開き、電源オフ、ACアダプターが接続された状態で机の上に置かれ、壁コンセントに接続された延長コードに接続されており、使用者の留守中に火災が発生した。 ○当該製品はバッテリーの焼損が著しかった。 ○バッテリーの樹脂製外郭はほとんど焼失しリチウムイオン電池セルが剥き出しの状態であった。 ○電池セル6個のうち2個は正極側の封口体が外れて、電池セル内部の電極体等が飛び出している状態であった。 ○封口体が外れていない電池セル4個を確認したところ、内部は焼損していた。 ○当該製品を接続していた延長コードの電源プラグを中心に焼損した形跡が認められた。 ●当該製品のバッテリーに内蔵されたリチウムイオン電池セルが異常発熱して出火に至った可能性が考えられるが、当該製品の焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
27	A201901132 令和2年1月27日(神奈川県) 令和2年2月7日	電気洗濯乾燥機	BW-D8FV	日立アプライアンス株式会社(現 日立グローバルライフソリューションズ株式会社)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生時、当該製品から発煙していたとの申出内容であった。 ○当該製品は著しく焼損し、上部の樹脂製部品はほとんど焼失していた。 ○メイン基板の焼損は著しく、部品の大部分が脱落していたが、基材の欠損及び穴空きは認められなかった。 ○電源基板は焼損していたが基板上の部品は一部残存しており、基材の欠損及び穴空きは認められず、ヒューズは切れていなかった。 ○乾燥用PTCヒーター、メインモーター、電源コード及び電源プラグに出火の痕跡は認められなかった。 ○内蓋の上で、当該製品のものではない電気部品が見つかったが、焼損が著しく、その由来は不明であった。 ●当該製品内部のメイン基板周辺から出火した可能性が考えられるが、当該製品の焼損は著しく、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
28	A201901141 令和1年11月9日(香川県) 令和2年2月12日	自転車	CC40TP	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 店舗の駐車場で使用者(80歳代)が当該製品に乗車しようとしたところ、転倒し、左足を負傷した。	○使用者は、当該製品のペダルに左足を乗せ、ケンケン乗りをしたところ、ハンドルが左に切れて転倒したとの申出内容であった。 ○当該製品は、サークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される構造であった。 ○当該製品の前輪、前ホーク、前泥よけステー及びフレームに変形や異物を巻き込んだ痕跡等の異常は認められなかった。 ○後ブレーキワイヤーは、ブレーキレバー根元付近で屈曲し、ハンドルのグリップが正規の位置からずれていたが、走行時に影響を与える異常は認められなかった。 ○ハンドルロック機構は正常に動作し、インジケータの表示も正常であった。 ○ハンドルロック、サークルロック及び連動ワイヤーに破損はなく、正常に動作し、異常は認められなかった。 ○当該製品での走行試験及び左足をペダルに乗せてケンケン乗りを行ったが、ハンドルの操縦性に異常はなく、発進、減速及び停止時を含め、走行に異常は認められなかった。 ●当該製品の外観や走行性能に異常は認められず、製品に起因しない事故と考えられるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
29	A201901161 令和1年10月25日(愛知県) 令和2年2月17日	リチウム電池 内蔵充電器	pb-10000- p2-s-wh	株式会社ハ イスピリット	(火災) 当該製品を焼損する火災が 発生した。	○当該製品の樹脂製外郭は焼損し、原形をとどめていなかった。 ○リチウムポリマー電池セル2個は焼損し、アルミラミネートフィルム外装もほとんど残存していなかった。 ○電池セルの焼損は著しく、1つの電池セルに巻きずれが生じていた。 ○基板は溶融した樹脂に埋もれていたが、出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、リチウムポリマー電池セルが内部短絡して異常発熱し、焼損したものと推定されるが、焼損が著しく、詳細な使用状況が不明であることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
30	A201901173 令和1年7月15日(神奈川県) 令和2年2月25日	タブレット端末	iPad Air2 A1567	Apple Japan 合同会社	(火災) 当該製品から発煙し、周辺を 溶融する火災が発生した。	○当該製品は、事故発生日の前日に充電した後、使用していない状態で置いていた。 ○当該製品のアルミ製外郭が膨脹し、嵌合部分に隙間が空いて外部機器接続コネクタに焼損が認められた。 ○内蔵バッテリーのリチウムポリマー電池セル2個のうち1個の電極体が著しく焼損し、負極銅箔は残存していたが正極アルミ箔は焼失していたほか、電池セルのアルミラミネートフィルム製外装には放射状のしわが認められた。 ○もう1個の電池セル、基板及びその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品のリチウムポリマー電池セルが異常発熱し、焼損した可能性が考えられるが、電池セルの焼損は著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
31	A201901192 令和2年2月16日(愛知県) 令和2年3月3日	除湿乾燥機	F-Y60Z2	松下エコシ テムズ株式 会社(現 パ ナソニック エ コシステムズ 株式会社)	(火災) 当該製品を使用中、当該製 品及び周辺を焼損する火災 が発生した。	○事故発生の1か月ほど前から、電源コードのプロテクター出口付近にぐらつき及び変色があり、使用時に異臭を感じるようになっていたとの申出内容であった。 ○当該製品は、電源コードの引き出し口がある後方の焼損が著しく、前方の焼損は弱かった。 ○電源コードは、コードプロテクターから機器外側に30cmの位置で断線しており、コードプロテクターを含む、断線部から機器内側方向に70cmが焼失していた。 ○焼損した樹脂に複数の断線した電源コードが埋まっており、断線部の1か所に溶融痕が認められたが、コードプロテクターの前後が焼失していたため、溶融痕が認められた電源コードが、機器内部か外部のどちらにあったものかは特定できなかった。 ○メイン基板の焼損は著しく、一部に離断及び部品の脱落が認められたが、電流ヒューズは切れておらず、電源端子付近の高電圧部分に出火の痕跡は認められなかった。 ○操作基板、ヒーター、メインモーター等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、電源コードの断線部に溶融痕が認められたが、電源コードのコードプロテクター付近が焼失しており、確認できないことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
32	A201901209 令和2年2月21日(滋賀県) 令和2年3月6日	歩行車	AR-428E	ユーバ産業 株式会社	(重傷1名) 施設で使用者(80歳代)が当 該製品を使用中、転倒し、左 足を負傷した。	○サービス付き高齢者住宅の平たんな廊下で当該製品を使用中、左後脚フレームが破断して転倒し、左大腿骨頸部を骨折した。 ○左後脚フレームの破断面は、内側の溶接ビード付近に繰り返しの応力負荷により亀裂が伸展したことを示すストライエーション(縞状模様)及び外側に延性破壊を示すディンプルが認められ、右後脚フレームの当該箇所も亀裂が認められた。 ○後脚フレームはアルミニウム合金(A6063T5)製であった。 ○当該製品は中古のレンタル品であり、使用開始まで3回レンタルされていた。 ○取扱説明書には、「車体の破損や異常を発見したときは、直ちに使用を中止する。そのまま使用すると重大な事故につながる恐れがある。」旨、記載されている。 ●当該製品は、後脚フレームの内側の溶接ビード付近に何らかの要因で亀裂が発生し、使用に伴う上方からの繰り返し荷重により左側後脚フレームの亀裂が内側から外側に向かって伸展し、破断に至ったものと推定されるが、当該製品は中古のレンタル品であり、過去の使用状況等が不明であることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
33	A201901234 令和2年3月1日(佐賀県) 令和2年3月17日	エアコン	IRR-2218C	アイリスオーヤマ株式会社	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生日、使用者は当該製品を30分程使用した後、運転スイッチをオフにして外出し、不在中に当該製品及び周辺が焼損した。 ○当該製品の焼損は著しく、樹脂製部品の大部分が焼失していた。 ○ファンモーター及びフラップモーターが確認できなかった。 ○制御基板、内部配線等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
34	A201901244 令和2年3月7日(東京都) 令和2年3月23日	携帯電話機 (スマートフォン)	SC-02G(株式会社NTTドコモブランド)	サムスン電子ジャパン株式会社(株式会社NTTドコモブランド)	(火災) 車両内で当該製品及び周辺を溶融する火災が発生した。	○車内で喫煙した使用者が、車両を離れてから約10分後に当該製品付近から出火し、当該製品を置いていたダッシュボード及び当該製品が著しく焼損していた。 ○事故発生時、当該製品は車内の音響機器に接続された状態でダッシュボードに置かれていたが、充電状態ではなかった。 ○当該製品裏面のバッテリーカバーは焼失しており、サブ基板は欠損して確認できず、メイン基板は焼損していたが、基板に欠損、穴空き等の異常は認められなかった。 ○リチウムイオン電池セルは、負極板は大部分が残存していたものの、正極板は、巻き終わり側の一部を除き、欠損していた。 ●当該製品のリチウムイオン電池セルが異常発熱して出火に至った可能性が考えられるが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
35	A201901258 平成29年8月31日(大阪府) 令和2年3月26日	自転車	AD7LTP	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 当該製品を使用中、転倒し、負傷した。	○当該製品を使用中、自宅付近で転倒し、気が付いたら病室にいた。 ○当該製品は、サークルロックを施錠、開錠すると連動してハンドルロックが施錠、開錠される機構を搭載しており、2019年6月24日からリコールされているリコール対象型式であるが、ハンドルロックのケースは破損していなかった。 ○当該製品は、確認できなかった。 ●当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
36	A202000050 令和2年4月5日(愛媛県) 令和2年4月17日	接続ケーブル (太陽光発電システム用)	PVC-CN20A	三洋電機株式会社	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は太陽電池モジュールと接続箱を接続するための接続ケーブルであり、モジュールと屋根の間で、接続ケーブルの一部、近接したモジュール及び堆積していた枯れ木が焼損していた。 ○当該製品の焼損箇所では樹脂製被覆が焼失し、芯線が断線しており、端部に熔融痕が認められた。 ○焼損したモジュールの端子ボックスに出火の痕跡は認められなかった。 ○焼損していないモジュールに接続された接続ケーブルは、複数箇所被覆が剥がれて芯線が露出していた。 ○同じ地域の住宅で、小動物に接続ケーブルがかじられ、出力が低下する事案が発生していた。 ●当該製品の被覆が剥がれて芯線同士の短絡又は地絡が発生し、焼損したものと考えられるが、焼損が著しく、被覆の確認ができなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
37	A202000059 令和2年3月17日(愛知県) 令和2年4月20日	エアコン	SAP- EX22V6P	三洋電機株式会社	(火災、軽傷1名) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。	○当該製品は、付近に専用コンセントがなく、壁コンセントから直接接続されており、延長コードを介して2口の壁コンセントに接続されていた。 ○火災現場は室内機の設置箇所及びその周辺が著しく焼損していた。 ○確認できた部品は、熱交換器の配管及び複数の電気配線のみであり、当該製品の基板及びファンモーター等の電気部品の大部分は確認できなかった。 ○熱交換器の配管は焼損しており、穴空きが認められた。 ○電気配線に溶融痕等の出火の痕跡は認められなかったが、いずれも接続先が不明であり、当該製品の部品であるか否かの特定には至らなかった。 ●当該製品の焼損は著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
38	A202000069 平成26年9月30日(福岡県) 令和2年4月23日	電動アシスト自転車	不明	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 当該製品で走行中、自動車に衝突し、転倒、負傷した。	○当該製品で走行中、商業施設に入ろうとした際に、出会い頭に自動車と衝突し、転倒した。 ○当該製品は、使用者により既に廃棄されており、確認できなかった。 ●当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
39	A202000098 令和2年4月30日(神奈川県) 令和2年5月15日	電気冷暖風機	YAR- ZD17(B)	株式会社山善	(火災) 当該製品を使用中、当該製品の電源プラグ部を焼損する火災が発生した。	○当該製品の電源プラグのコードプロテクター部周辺が焼損して電源プラグ内部で芯線が断線し、断線部に溶融痕が認められた。 ○電源プラグは断線部以外に焼損等の異常は認められず、栓刃に変形は認められなかった。 ○電源コードの詳細を確認できず、電源コードの欠損状況について確認できなかった。 ○当該製品本体に焼損は認められなかった。 ○当該製品の事故発生以前の詳細な使用状況については不明であった。 ●当該製品は、コードプロテクター部又は電源プラグ内部で芯線が断線、スパークし、出火に至ったものと推定されるが、電源コードの詳細を確認できず、芯線の欠損状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
40	A202000109 令和2年3月30日(神奈川県) 令和2年5月20日	自転車	BSU63S	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 使用者(70歳代)が当該製品で走行中、後ブレーキを掛けたところ、転倒し、背中を負傷した。	○自宅近くの学校の辺りで止まろうとして後ブレーキを掛けたところ、前輪が左に傾いて回転して転倒した。 ○当該製品は、確認できなかった。 ●当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
41	A202000112 令和2年4月24日(神奈川県) 令和2年5月21日	バッテリー(リチウムイオン、電動工具用)	BSL1860	日立工機株式会社(現工機ホールディングス株式会社)	(火災) 当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の樹脂製外郭は、底部角側を中心に著しく焼損していた。 ○内蔵のリチウムイオン電池セル10個のうち、6個の電池セルが著しく焼損し、うち1個に外装缶の開裂が生じていたほか、2個は電極体が焼失していた。 ○焼損の著しかった底部角側にある電池セルの1個は、外装缶底部にへこみが認められたが、いつの時点で生じたものか特定できなかった。 ○基板に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品は20回充電されており、11回目以降の充電では、毎回過充電保護機能が動作するまで充電されていた。 ○当該製品を接続していた充電器に損傷は認められなかった。 ○取扱説明書の警告文には、「蓄電池に釘をさす、ハンマーでたたく、踏みつける、投げつける等の強い衝撃を与えない。」旨、記載されている。 ●当該製品は、内蔵のリチウムイオン電池セルが異常発熱して出火したものと推定されるが、電池セルの焼損が著しく、事故発生以前の詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
42	A202000141 令和1年12月10日(東京都) 令和2年6月2日	電気マット	SB-KM240	梶山紡織株式会社	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品のマット部分の折りしわ部において、近接する直径1cm～2cmの焦げが2か所認められ、ヒーター線が断線して一部が焼失し、断線部に緑青が認められた。 ○断線部近傍以外にもヒーター線の被覆に変色が認められたが、アルミテープが貼られていた部位に変色は認められなかった。 ○温度ヒューズ内蔵のサーモスタット、電源コード等、その他の電気部品に異常は認められなかった。 ○同等品に通電したところ、部位による著しい発熱むらは認められなかった。 ○同種事故の可能性が疑われる類似型式品を確認した結果、断線箇所近傍以外にも広範囲にヒーター線が変色し、変色の強いヒーター線の発熱線に腐食及び緑青が認められた。 ●当該製品は、マット部分の折りしわ部で繰り返し応力が加わったことにより、ヒーター線が断線して本体及び床が焼損したものと推定されるが、塩化ビニル樹脂製の被覆で保護されたヒーター線内の発熱線部に水分が浸入して腐食しヒーター線が断線した可能性も考えられ、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
43	A202000143 令和2年4月25日(福岡県) 令和2年6月3日	自転車	EB40U	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 当該製品で下り坂を走行中、バランスを崩し、転倒、負傷した。	○当該製品で、交差点近くの下り坂を走行中に、車両後部に載せていた荷物をくくりつけていたひもが外れてバランスを崩し、転倒した。 ○当該製品は、確認できなかった。 ●当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
44	A202000175 令和2年1月29日(愛知県) 令和2年6月17日	バッテリー(リチウムイオン、電動工具用)	不明	TANACHII	(火災) 当該製品を充電中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品の焼損は著しく、樹脂製外郭は全体的に溶融し、内蔵のリチウムイオン電池セル8個のうち4個は焼失して確認できなかった。 ○確認できた4個の電池セルのうち、1個は電極体を含めて著しく焼損しており、1個は電極体が噴出していた。 ○噴出していた負極銅箔の一部に溶融痕が認められた。 ○確認できた残りの電池セル2個は焼損していたが、電極体に異常は認められなかった。 ○制御基板の焼損が著しく、電池セルブロック間の電圧アンバランスを検知する回路機能の有無は確認できなかった。 ○電池セルブロック間の接続板及び電圧監視用リード線の形状より、当該製品は電動工具メーカーの純正バッテリーではないことを確認した。 ○当該製品を充電していた充電器に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品のリチウムイオン電池セルで異常発熱し、出火したものと推定されるが、焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
45	A202000178 平成28年10月24日(北海道) 令和2年6月18日	電動アシスト自転車	A43L	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 当該製品で下り坂を走行中、転倒し、負傷した。	○当該製品で下り坂を走行中、転倒し、負傷したとの申出内容であった。 ○当該製品は、サークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される構造であった。 ○ハンドルロックのケースは、破損していなかった。 ○当該製品は、確認できなかった。 ●当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
46	A202000179 令和2年4月8日(愛知県) 令和2年6月18日	電気洗濯機	不明	シャープ株式会社	(火災) 当該製品及び建物1棟を全焼、2棟を類焼する火災が発生した。	○当該製品の焼損は著しく、上部にある樹脂製部品及び表示が全て焼失していたが、底面側にある樹脂製ホースは大部分が残存していた。 ○モーター、モーター用コンデンサー及び給水弁に出火の痕跡は認められなかった。 ○電源コード、基板等、その他の電気部品は焼失して確認できなかった。 ●当該製品の焼損は著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
47	A202000181 令和2年6月3日(静岡県) 令和2年6月18日	電気ポンプ (井戸用)	N3-405SHN 形	株式会社川 本製作所	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は屋外に設置されており、焼損箇所に当該製品の他、当該製品の電源プラグが接続されていた延長コードがあったが、一部が確認できなかった。 ○当該製品は全体的に焼損が著しく、樹脂製部品の大部分が溶融していた。 ○モーター用のコンデンサーは、内部電極の一部が焼失しており、端子側の封止部が焼損していた。 ○電源コード、電源基板及びヒーター等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、コンデンサーが短絡して出火した可能性が考えられるが、全体の焼損が著しく、外部からの延焼の可能性も考えられることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
48	A202000182 令和2年3月24日(神奈川県) 令和2年6月18日	電気温風機	MCS12J	株式会社 ディンプレックス・ジャパン(現 株式会社バーグマンが事業承継)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者が当該製品のスイッチを入れて外出し、帰宅したところ、当該製品から出火していた。 ○当該製品の焼損は著しく、脚部以外の樹脂部材は焼失していた。 ○電源コードは一部が断線して溶融痕が認められたが、使用時に繰り返し応力が加えられるような箇所ではなかった。 ○操作スイッチ、LED基板等の電気部品は確認できなかった。 ○ヒーター、ファンモーター、電源基板、内部配線、電源プラグ等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があり、事故発生時の詳細な状況も不明なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
49	A202000196 令和1年12月24日(東京都) 令和2年6月24日	コンセント	WN1302	松下電工株式会社又はパナソニック電工株式会社(現 パナソニック株式会社)	(火災) 当該製品に他社製の電動歯ブラシの充電器を接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、片側の樹脂製部品が焼失していた。 ○刃受金具2個はいずれも焼損し、変色が認められ、焼損が著しい側の刃受金具のみが變形していた。 ○刃受金具の受け刃に、溶融等の出火の痕跡は認められなかった。 ○焼損が著しい側の刃受金具は、屋内配線接続部2箇所のうち1箇所に、局所的な焼損及び溶融が認められた。 ○錠ばねは、確認できなかった。 ●当該製品は、屋内配線接続部で接触不良が生じて異常発熱し、焼損したものと考えられるが、錠ばねが確認できず、施工状況も不明であることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	A201901030と同一事故
50	A202000207 令和2年6月15日(兵庫県) 令和2年6月26日	エアコン	MSZ-LX40FS	三菱電機株式会社	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者が当該製品の電源を入れたところ、10秒後に異音とともに白煙が出て出火したため、水を掛けて消火した。 ○当該製品はファンモーターのコネクター接続部付近が著しく焼損していたが、端子台、制御基板等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○ファンモーターのコネクター部は電源端子と接地端子間が焼損しており、コネクター部は原形をとどめていなかった。 ○当該製品は、2018年夏にエアコン洗浄事業者(業者名等の詳細は不明)によってエアコン洗浄が行われていた。 ○当該製品内部部品表面の元素分析の結果、エアコン洗浄剤の付着を示すような元素は検出されなかった。 ●当該製品は、ファンモーターのコネクター接続部でトラッキング現象が生じて出火に至ったものと推定されるが、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
51	A202000225 令和2年6月13日(三重県) 令和2年7月6日	延長コード	LPE-S105	大和電器株式会社	(火災) 店舗で当該製品が焼損する火災が発生した。	○事故発生時、当該製品の電源プラグはコンセントに接続されていたが、コードコネクタボディには何も接続されていなかった。 ○当該製品は、コードコネクタボディに焼損が認められたが、電源プラグ及び電源コードに焼損は認められなかった。 ○コードコネクタボディは、刃受金具が両極とも内側の根元部分が溶融しており、一方の刃受金具は溶断し、一部が焼失していた。 ○溶断していない刃受金具に、異常な開きは認められなかった。 ○溶断していた刃受金具の栓刃接触部は、確認できた部分にスパーク痕等の接触不良の痕跡は認められなかったが、焼失により一部が確認できなかった。 ○刃受金具と芯線のカシメ部分に溶融等の出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、コードコネクタボディ内部の刃受金具間でトラッキング現象が生じて異常発熱が生じ、出火に至ったものと推定されるが、焼損が著しく、刃受金具の一部が焼失して確認できないことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
52	A202000227 令和2年7月5日(兵庫県) 令和2年7月7日	リチウム電池 内蔵充電器	MB- MC6000BK	株式会社エアーージェイ	(火災) 電車内で当該製品に携帯電話機(スマートフォン)を接続し充電中、当該製品から発煙し、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○電車内で使用者が当該製品とスマートフォンを手に持ち、当該製品でスマートフォンを充電していたところ、突然、当該製品から発煙し、出火したため、使用者は当該製品を床に投げ捨てた。 ○使用者は当該製品を靴で複数回叩いて、足で踏みつけて消火した。 ○当該製品の焼損は著しく、保護回路基板、樹脂製外郭ケース、リチウムポリマー電池セルの3つに分かれた状態であった。 ○保護回路基板に出火の痕跡は認められなかった。 ○電池セルは、電極体の焼損が著しく固着していた。 ●当該製品は、内部のリチウムポリマー電池セルに内部短絡が発生して異常発熱し、出火に至ったものと推定されるが、焼損が著しく、事故発生時の状態が確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
53	A202000237 令和2年6月20日(東京都) 令和2年7月8日	ヘアドライヤー	EH-KE1A	パナソニック株式会社	(火災) 当該製品を使用中、異臭がしたため確認すると、当該製品から発煙する火災が発生していた。	○当該製品は、樹脂製外郭の結合部にひび割れが認められ、結合部のフックが欠損し、確認できなかった。 ○ヒーター線にすす及び変形した白い樹脂の付着物が認められた。 ○モーター、スイッチ、コンデンサー、基板等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○取扱説明書には、「落としたりぶつかけたりしない。感電や発火の原因となる。」旨、記載されている。 ●当該製品の樹脂製外郭結合部のフックが折れ、折れたフックが通電中のヒーター線に接触して加熱され、発煙したものと推定されるが、事故発生以前の詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
54	A202000247 令和1年6月23日(東京都) 令和2年7月10日	電子レンジ	WBP-TP-660	株式会社コイズミ	(火災) 当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は車載用としても使用可能な電子レンジである。 ○当該製品の背面の樹脂製外郭が焼損し、背面側に内蔵されていた高圧回路基板及び制御基板が著しく焼損していた。 ○高圧回路基板は、ほとんどの銅箔パターンが焼失しており、基材の2か所が欠損し、欠損部近傍のダイオード2個が脱落していた。 ○高圧回路基板のダイオードは、マグネトロン電源電圧の印加用で直列接続されており、ダイオード8個のうちの2個は脱落して確認できず、残りの8個も詳細は確認できなかった。 ○高圧回路基板は、庫内から排気される水蒸気の通り道にあった。 ○高圧回路基板の下方に隣接する制御基板は、上方を中心に焼損し、実装部品が多数脱落し、銅箔パターンが焼失しているが、基材の穴空きは認められなかった。 ○インバーター基板、マグネトロン等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品は事故発生の4年前に中古品として購入されたもので、それ以前の使用状況については不明であった。 ●当該製品は、高圧回路基板が異常発熱して焼損したものと推定されるが、事故発生以前の詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
55	A202000268 令和2年4月9日(福岡県) 令和2年7月20日	電動アシスト自転車	A6D85	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 使用者(80歳代)が当該製品を下り坂で使用中、転倒し、右足を負傷した。	○当該製品で、自宅駐車場から道路に出るスロープを下っていたところ、滑って転倒したとの申出内容であった。 ○当該製品は、サークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される構造であった。 ○ハンドルロックのケースは、破損していなかった。 ○当該製品は、確認できなかった。 ●当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
56	A202000269 平成27年4月28日(北海道) 令和2年7月20日	電動アシスト自転車	A6R14	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 当該製品で下り坂を走行中、前輪がロックし、転倒、胸を負傷した。	○当該製品で下り坂を走行中、坂の下から車が来たため慌てて前ブレーキを強く掛けてしまい、前輪がロックし、転倒、胸を負傷した。 ○使用者は、十数年ぶりの自転車操作で、購入後4回目の乗車で転倒しており、乗車に不慣れで操作ミスをしたとの申出内容であった。 ○当該製品は、サークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される構造であった。 ○ハンドルロックのケースは、破損していなかった。 ○当該製品は、確認できなかった。 ●当該製品は、走行中に急ブレーキをかけたため前輪に急制動が掛かり転倒したものと推定されるが、当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
57	A202000272 令和2年6月30日(長崎県) 令和2年7月21日	電子レンジ	JM-17E-60	ハイアール ジャパンセ ールズ株式会 社	(火災) 当該製品を使用中、当該製 品及び周辺を焼損する火災 が発生した。	○調理用樹脂製容器に食材を入れ、当該製品でタイマーを15分に設定したまま、うたた寝して いたとの申出内容であった。 ○事故発生日、タイマーつまみは4分30秒付近の位置であった。 ○当該製品の庫内、その周囲の本体内部及び外郭は著しく焼損していた。 ○機械室側は外郭に熱溶融が認められ、また、一部の内部機械材に延焼していたものの、マグ ネトロンなどの電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○庫内の焼損は著しかったが、底部に異常燃焼(スパーク)の痕跡は認められなかった。 ○機械室は焼損し、電源基板が落下し、電源コードのコネクターが外れていた。 ○当該製品のタイマーは正常に動作し、スイッチの接点も固着しておらず、異常は認められな かった。 ○取扱説明書には、「調理中は時々庫内を確認する。」旨、記載されている。 ●当該製品の庫内で調理用樹脂製容器と食材が加熱されたため、出火に至ったものと考え られるが、詳細な使用状況等が不明であり、製品起因か否かを含め、事故原因の特定は至ら なかった。	
58	A202000274 令和2年5月26日(兵庫県) 令和2年7月21日	電気掃除機 (充電式、モッ プ型)	EB-RM08A	株式会社ア イテック	(火災) 当該製品に他社製のACアダ プターを接続して充電中、当 該製品及び周辺を焼損する 火災が発生した。	○当該製品を他社製ACアダプターで充電中、バッテリー付近から出火した。 ○当該製品は、ハンドル部が焼損しており、バッテリーのリチウムイオン電池セル2個が焼損 し、脱落していた。 ○ハンドル部の操作基板は、さすが付着していたが焼損は認められなかった。 ○当該製品付属の純正ACアダプターは確認できなかった。 ○他社製ACアダプターに出火の痕跡は認められなかったが、出力電圧は純正ACアダプター の約4倍であった。 ○当該型式品は廃盤となっており、同等品及び技術資料が残っておらず、充電保護機能の確 認はできなかった。 ○使用者は、他社製ACアダプターについて、DCプラグが純正ACアダプターのものと同形状が 一致していたため使用していたが、使用期間や使用回数については記憶していないとの申出 内容であった。 ○取扱説明書には、「出火に至るおそれがあるため、付属のACアダプター以外は使用しな い。」旨、記載されている。 ●当該製品は、出力電圧の高い他社製ACアダプターを接続して充電したため、バッテリーの リチウムイオン電池セルが過充電となって異常発熱し、出火に至ったものと推定されるが、充 電保護機能の詳細が確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定に は至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
59	A202000301 令和2年2月8日(神奈川県) 令和2年7月29日	電気こたつ	TM-01 MZ/NA(タンスのゲン株式会社ブランド)	滝口木材株式会社(タンスのゲン株式会社ブランド)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、ヒーターユニット及びヒーターユニット直上の中天板、天板の一部を除いて焼失し、こたつ布団もほぼ焼失していたほか、敷き布団は焼失し、畳は焼損していた。 ○ヒーターユニットの温度調節つまみ周辺は、サーモスタット等を収めた樹脂製外郭が焼失し、内部の基板、温度ヒューズ及び電源コード接続用のピン端子が欠損して確認できなかった。 ○ヒーターの電源線はヒーター両端のカシメ部分で断線し、断線部に溶融痕が認められたほか、一方の極についてはサーモスタット部までの配線が欠損して確認できなかった。 ○器具用プラグは樹脂製外郭が焼失し、一方の極のヒーター側ピン端子との接続金具が数cm程度残存して、芯線はカシメ部で断線し、接続金具及び芯線に溶融痕が認められた。 ○電源プラグの絶縁樹脂は残存していたが、内蔵されていた電流ヒューズは切れていた。 ○電源プラグ、電源コード、サーモスタット及び中間スイッチに出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の周辺に出火源となりうる他の電気製品等はなく、こたつの中に洗濯物等は入っていなかった。 ●当該製品は、ヒーターユニットの温度調節つまみ付近から出火した可能性が考えられるが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
60	A202000321 令和2年7月24日(東京都) 令和2年8月4日	エアコン	MSZ-LXV50HS	三菱電機株式会社	(火災) 飲食店で当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。	○当該製品はファンモーターの周辺が焼損していた。 ○ファンモーターは全体的に焼損し、DC280Vが常時印加されているコネクターの電源端子、Gnd端子間が著しく焼損しており、ファンモーター外部のピンブロックとの境界付近で電源端子及びGnd端子にくびれが生じていた。 ○端子台、制御基板、電源コード等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品は、熱交換器等の室内機内部で発生した結露水がファンモーターのコネクター部に浸入、付着しないようにファンモーター周囲を樹脂部品で覆っていたほか、コネクター部をファンモーターの下側に配置していた。 ○使用者は、業者による洗浄及び市販の洗浄スプレーを用いた洗浄は行っていなかったが、使用者が入居する以前の使用状況は確認できなかった。 ○取扱説明書には、「エアコンを水洗いすると機器内部に水が浸入して絶縁不良になり、発火等の原因になる。」、「室内機内部の洗浄は消費者自身で行わず、販売店か事業者の相談窓口にご相談する。」旨、記載されている。 ●当該製品は、ファンモーターの電源用コネクター端子間でトラッキング現象が生じたことにより、製品内部から出火したものと考えられるが、事故発生以前の詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
61	A202000323 令和2年7月22日(大阪府) 令和2年8月4日	電気掃除機	MC-D25CP	パナソニック株式会社	(火災、軽傷1名) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。	○使用者は、当該製品を使用してカーベットを掃除していたところ、当該製品から火花が発生してズボンの一部が燃えたため、右大腿部に火傷を負った。 ○当該製品は、ハンディタイプの電気掃除機で、スタンド部に電源コードを巻き付けて保管することができる製品である。 ○当該製品は、本体側プロテクターの端部で電源コード片極側の被覆に穴空きが認められたが、当該箇所以外に異常は認められなかった。 ○電源コードの穴空き箇所では、片極側の芯線が完全に断線しており、複数の素線の先端には熔融痕が認められた。 ○本体側プロテクターは、約25%が本体外部に出ていたが、約75%は本体内部にあり、外郭樹脂内側のリブにはめ込まれて固定されていた。 ○取扱説明書には、「出火に至るおそれがあるため、電源コードを傷付けない。無理に曲げたり、引っ張ったりしない。」旨、記載されている。 ●当該製品は、電源コードが本体口出部にあるプロテクターの端部で断線し、スパークが生じて出火に至ったものと推定されるが、事故発生以前の詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
62	A202000330 令和1年12月25日(宮崎県) 令和2年8月6日	電動アシスト自転車	A2C62	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 店舗で当該製品を駐輪中、転倒し、腰を負傷した。	○使用者は、当該製品を駐輪しようとして転倒し、腰部を強打したとの申出内容であった。 ○当該製品は、サークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される構造であった。 ○ハンドルロックのケースは、破損していなかった。 ○当該製品は、確認できなかった。 ●当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
63	A202000331 令和2年4月1日(香川県) 令和2年8月6日	電動アシスト自転車	A4R81	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 使用者(70歳代)が当該製品で走行中、転倒し、右手首を負傷した。	○使用者は、当該製品で走行中、クランク状の通路で左にハンドルを切ったが曲がりきれず、ハンドルを握ったまま右側に転倒したとの申出内容であった。 ○事故発生時の詳細な状況は不明であった。 ○当該製品は、確認できなかった。 ●当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
64	A202000347 令和2年7月24日(大阪府) 令和2年8月11日	エアコン	MSZ-SV22R	三菱電機株式会社	(火災、軽傷1名) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。	○当該製品は全体的に焼損が著しく、樹脂部の大部分が焼失していた。 ○電源基板の焼損は著しく、電源入力部付近の基板は焼失して確認できなかった。 ○電源基板は板金製のボックスに覆われる構造であった。 ○ファンモーター等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は電源基板から出火した可能性が考えられるが、焼損が著しく、確認できない部品があるため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
65	A202000371 令和2年8月5日(東京都) 令和2年8月19日	電動立ち乗り二輪車	CHIC-Smart C1	株式会社ST YLE	(火災) 施設で当該製品を使用中、当該製品から発煙する火災が発生した。	○利用客が当該製品を使用中、当該製品から発煙し、その後出火した。 ○当該製品は不特定多数の利用客に貸し出されており、点検状況も不明である。 ○当該製品は、バッテリーの充放電制御回路とリチウムイオン電池セルに著しい焼損が認められた。 ○制御基板、モーター等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○ACアダプターに焼損等の異常は認められず、出力にも異常は認められなかった。 ●当該製品は、バッテリーのリチウムイオン電池セルが異常発熱し、出火したものと推定されるが、焼損が著しく、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
66	A202000378 令和2年7月15日(沖縄県) 令和2年8月24日	草刈機	R35F	株式会社やまびこ	(火災) 当該製品を使用中、周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者が草刈り中、回転刃に草が絡まったためエンジンを停止して草を除去した後、再始動して草刈りを再開したところ、当該製品及び周辺の草が燃えていた。 ○草の絡まりを解除したときにエンジンが反転し、燃料が少し漏れたとの使用者の申出内容であった。 ○当該製品の気化器はフロート式であり、燃料タンクに燃料が入った状態でエンジン部分を回転させると燃料タンクキャップや気化器から燃料が漏れる構造となっているが、ハンドルを回転させてもエンジン部分はハンドルとは一緒に回転しない構造となっており、構造に異常は認められなかった。 ○当該製品は、エンジン左側後方部分の樹脂部品の焼損が著しく、樹脂が溶融しており、エアクリーナーカバー、燃料コック、リコイルハンドル、スパークプラグキャップカバー、ケーブル等が焼損していた。 ○消音器に詰まりは認められなかったが、消音器とエンジン本体の間にあるガスケットの下側が欠落しており、消音器を本体に取り付けるボルトは、ほとんど締め付けられていない状態であった。 ○点火プラグ、気化器内部及びエンジンに異常は認められなかった。 ○取扱説明書には、「こぼれた燃料は拭き取る。」旨、記載されている。 ●当該製品は、使用者が回転刃に絡まった草を取り除く際に燃料タンクが傾いて燃料が漏れ、漏れた燃料に引火したものと考えられるが、当該製品の焼損が著しく、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
67	A202000382 平成25年5月22日(鹿児島県) 令和2年8月25日	電動アシスト自転車	不明	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 当該製品で走行中、自動車に接触し、転倒、負傷した。	○使用者が、当該製品で交差点の横断歩道を走行中、自動車と接触し、転倒したとの申出内容であった。 ○当該製品及び事故発生時の詳細な状況は確認できなかった。 ●当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
68	A202000404 令和2年8月15日(兵庫県) 令和2年9月3日	太陽電池モジュール(太陽光発電システム用)	ND-155AN	シャープ株式会社	(火災) 倉庫で当該製品を焼損する火災が発生した。	○11時15分頃、当該製品からの発煙に気付いた使用者の家族が、事業者の営業所に連絡し、営業所から消防に通報した。 ○接続ケーブルや屋根面に異常は認められなかった。 ○当該製品は、表面の強化ガラスの中央部表面の複数箇所破損、焼損及び穴空きが認められ、破損箇所を中心とした放射状かつ直線的なひび割れも認められた。 ○当該製品裏面にある3個のバイパスダイオードのうちの1個が焼損していた。 ○当該製品の設計当時、太陽光発電業界ではバイパスダイオードの常時通電は想定されていなかった。 ●当該製品は、飛来物の衝突等による外部からの衝撃によって表面の強化ガラス及び内部の太陽電池セルが損傷した際、バイパスダイオードが故障していたことから、発電時に損傷した電池セルがバイパスされずに通電されて焼損したものと推定されるが、バイパスダイオードが故障した時期が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
69	A202000448 令和2年8月9日(愛知県) 令和2年9月23日	花火(手持ち 花火)	A001122	井上玩具煙 火株式会社	(重傷1名) 公園で当該製品に点火後、 当該製品が破裂し、幼児(6 歳)が首に火傷を負った。	○当該製品は、先端から火花が噴出するすすき花火で、使用者は子供であった。 ○当該製品は、点火時に火がつきにくく、点火後に破裂が生じ、飛散した花火の一部が離れた場所の幼児の首に当たり火傷を負ったとの申出内容であった。 ○破裂したと思われる花火として、2本の花火が提供されたが、2本とも火薬部分がなくなり、自然消火した状態であった。 ○同等品で先端の点火位置よりも薬筒側に点火したところ、破裂はしなかったが、点火時に勢いよく燃焼し、先端部が燃焼しながら地面に落下することを確認した。 ●使用者が当該製品の先端部でなく、薬筒部分に火をつけたため、点火時に異常燃焼が生じ、花火の一部が飛散して火傷に至った可能性が考えられるが、破裂した箇所が焼失しており、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
70	A202000449 令和2年7月31日(長野県) 令和2年9月23日	自転車	LG73ST	ブリヂストン サイクル株 式会社	(重傷1名) 子供(12歳)が当該製品で走 行中、前輪がロックし、転倒、 負傷した。	○使用者は、当該製品の前かごに1kg程度の荷物を入れ、平たんな舗装路を走行中に、突然前輪がロックし、前のめりに転倒した。 ○当該製品は、サークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される構造であった。 ○ハンドルロックのケースは、破損していなかった。 ○当該製品は事故発生後、修理及び部品交換されていた。 ●当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
71	A202000456 令和2年8月27日(東京都) 令和2年9月25日	冷水筒	HCC-12DG	HARIO株式 会社	(重傷1名) 当該製品を洗浄中、当該製 品が割れて、右手を負傷し た。	○当該製品の内底を洗おうとしてガラス容器内に手を入れたところ、突然ガラスが割れたため、驚いて手を抜いた際に右手を負傷した。 ○当該製品はほとんど使用しておらず、スポンジで洗っており、熱衝撃は与えていないとの申出内容であった。 ○ガラス容器は、本体ガラスと1片のガラスの破損片に分かれて、注ぎ口の対面側(取っ手側)が破損していた。 ○注ぎ口の左約140度の口部内縁に破壊起点と推察される箇所が認められ、ガラスの破損は破壊起点から少し蛇行しながら下方に約70mm伸展した後、取っ手側を手前にして左斜め上方に2本に分岐して口部に抜けて破損していた。 ○破壊起点の破断面に、衝撃力の負荷などによって発生した応力により破損時に生じる特徴的な破面模様である鏡面(ミラー面)、ウォルナー線、曇り面(ミスト)が認められ、口部の内側から外側に向かって破損していた。 ○破壊の起点部分に不純物が混入した痕跡は認められなかったが、上下に長さ約0.6mmの微細な擦り傷が認められ、本破壊の破壊の起点となっていた。 ●当該製品は、注ぎ口の対面側(取っ手側)の口部内縁を起点として破損しており、当該箇所にも微細な擦り傷が認められたことから、当該箇所に生じた傷が使用に伴う衝撃などによって伸展し、事故発生時に破損に至ったものと考えられるが、傷が生じた時期及び原因が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
72	A202000498 令和元年9月※不明(福岡県) 令和2年10月13日	電動アシスト 自転車	PM24NL	ヤマハ発動 機株式会社	(重傷1名) 当該製品で下り坂を走行中、 ハンドルがロックし、転倒、負 傷した。	○当該製品で自宅付近のなだらかな下り坂を走行中、ハンドルにロックが掛かり転倒した。 ○当該製品は、サークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される構造であったが、ハンドルロックのケースは破損していなかった。 ○当該製品は、2019年6月24日から、ハンドルロックに関してリコールされている型式に該当し、無償点検及び改修が実施され、交換された部品は廃棄されていた。 ●当該製品に異常は認められないが、事故発生時の状態が維持されておらず、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
73	A202000500 令和2年7月8日(兵庫県) 令和2年10月13日	投げ込み式湯 沸器	P05F06G	株式会社パ アグ	(火災) 当該製品を焼損する火災が 発生した。	○使用者の外出中、浴室から出火する事故が発生した。 ○当該製品は、物置状態となった浴槽内に放置され、半年前から使用されていなかった。 ○当該製品は延長コードを介して壁コンセントに接続されており、電源コードの中間スイッチ がある部分は、浴室外の物が散乱した状態の廊下に位置していた。 ○使用者は事故発生後に中間スイッチをオフにしたとの申出内容であり、消防が確認した時 点では中間スイッチはオフになっていた。 ○当該製品の焼損は著しく、外郭樹脂は原形をとどめておらず、空だき防止用フロートスイッ チの作動状況は確認できなかった。 ○電源コードの中間スイッチに焼損は認められず、中間スイッチよりも負荷側の位置で電源 コードが断線しており、断線部には溶融痕が認められた。 ○電源コードの断線部は、浴槽の縁と対応する位置にあった。 ●当該製品は、事故発生時に通電状態となった際、電源コードの途中でコード芯線が短絡し て出火したものと推定されるが、焼損が著しく、電源コードが短絡した原因が不明のため、製 品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
74	A202000544 令和2年9月30日(茨城県) 令和2年10月28日	介護ベッド用 手すり	SE-07NHC	フランスベッ ド株式会社	(死亡1名) 施設で使用者(70歳代)が当 該製品の隙間にけい部が挟 まった状態で発見され、死亡 が確認された。	○当該製品は、グリップが90度に開いた状態で使用されており、グリップ可動部の上部の隙 間で事故が発生していた。 ○当該製品は、けい部の入り込みに関する事故を防止するために改正されたJIS規格改正前 の製品であったが、グリップが90度を開いている場合は、設計上、隙間にけい部の治具は入 り込まなかった。 ○当該製品は、ベッドに適切に取り付けられており、グリップ可動部分及びロック機構に異常 は認められなかった。 ●当該製品の可動部分やロック機構に異常は認められず、グリップが90度に開いた可動部 の隙間は、JIS規格のけい部の入り込みに関する要求事項を満たしていたが、事故発生時の 詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
75	A202000567 令和2年6月24日(三重県) 令和2年11月6日	自転車	AB7LTP	ブリヂストン サイクル株 式会社	(重傷1名) 当該製品で走り出そうとし たところ、転倒し、右手首を負傷 した。	○当該製品のサークルロックを開錠し、走り出そうとしたところ、前に進まずふらついて転倒し たとの申出内容であった。 ○当該製品は、サークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠され る構造であった。 ○当該製品のハンドルロックのケースは、破損していなかった。 ○営業担当者が確認した限りでは、サークルロックの戻りに異常はなく、走行にも問題はな かったが、詳細調査は実施できなかった。 ●当該製品を確認できず、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含 め、事故原因の特定には至らなかった。	
76	A201900858 令和1年11月19日(神奈川県) 令和1年11月29日	パワーコン ディショナ(太 陽光発電シ ステム用)	PVN-403(京 セラ株式会 社ブランド)	オムロン株 式会社(京セ ラ株式会社 ブランド)	(火災) 異音がしたため確認すると、 当該製品の内部部品から発 煙する火災が発生していた。	○当該製品外観及び設置された壁に焼損は認められなかった。 ○制御基板上の6個の電解コンデンサーで防爆弁が作動して異常発熱し、電解液が噴出した 痕跡が認められた。 ○電解コンデンサーのうち1個は内部の電極体にスパーク痕が認められ、その他の電解コン デンサーは静電容量が低下する等の異常が認められた。 ○外部接続された発電モニター機器に事故発生時の1週間前から入力電圧の異常が記録され ていたが、故障の詳細な内容は確認できなかった。 ○当該製品に外部接続された太陽電池側の昇圧ユニット等の機器は確認できなかった。 ●当該製品は、制御基板上の電解コンデンサーが、太陽電池側からの過電圧により内部短 絡して防爆弁が作動し、高温の電解液が噴出したものと推定されるが、外部接続された機器 を確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
77	A201900940 令和1年11月16日(大阪府) 令和1年12月16日	自転車	C260TP	ブリヂストン サイクル株 式会社	(重傷1名) 使用者(70歳代)が当該製品 で走行中、ハンドルがロック し、転倒、負傷した。	○当該製品の前輪、前ホーク及び前泥よけに異物を巻き込んだ痕跡は認められなかった。 ○ヘッド機構部の上玉押しを固定している中ナットに緩みがあり、下わんと下玉押しにすき間 が生じていた。 ○ヘッド機構上側のベアリングは、鋼球を保持するリテーナーが破損し、鋼球が飛散してい た。 ○ハンドルロックのケースに破損は認められなかった。 ●当該製品は、ヘッド機構内部のベアリングの鋼球を保持するリテーナーが破損し、上玉押し 部の摺動機能が損なわれたため、ハンドルの動きが悪くなり、事故に至ったものと考えられる が、リテーナーが破損した時期及び原因が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因 の特定には至らなかった。	
78	A201901226 令和2年3月1日(大阪府) 令和2年3月16日	電気掃除機 (充電式、ス ティック型)	DC62	ダイソン株式 会社	(火災) 当該製品を充電中、当該製 品及び周辺を焼損する火災 が発生した。	○事故発生時、当該製品は脱衣所の金属製スタンドにつるされて、ブラケットを介して充電さ れていたところ、当該製品付近から出火した。 ○当該製品は本体部、バッテリー、ACアダプター等が各々熔融し、分離した状態で焼損して おり、バッテリーが接続されるグリップ部は焼失していた。 ○モーター、クリーナーヘッド、ACアダプター及び残存する内部配線に出火の痕跡は認めら れなかった。 ○バッテリー内部の6個の円筒形リチウムイオン電池セルのうち、4個の電池セルに出火の痕 跡は認められなかったが、残りの2個の電池セルは著しく焼損し、いずれも電極板の巻き始め 部分で焼損が顕著であった。 ○バッテリーは事故発生時の状態が確認できなかった。 ○バッテリーの制御基板に出火の痕跡は認められなかった。 ○脱衣所には、当該製品以外にヘアアイロン、電気洗濯機等の電気製品が置かれていた が、出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、バッテリー内部のリチウムイオン電池セルが異常発熱し、出火した可能性が 考えられるが、焼損が著しく、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含 め、事故原因の特定には至らなかった。	
79	A202000151 令和2年4月21日(大阪府) 令和2年6月5日	リチウム電池 内蔵充電器	MPB- 10000S	有限会社美 和蔵	(火災) 当該製品及び周辺を焼損す る火災が発生した。	○当該製品は、充電容量が少なくなったため、事故発生の約1年前から使用されておらず、事 故発生当日はこたつ布団付近に置かれていた。 ○こたつ布団付近には、当該製品とは別の2台のリチウム電池内蔵充電器が置かれており、 1台に出火の痕跡は認められなかったが、もう1台は焼失していたため、確認ができなかった。 ○当該製品は、外郭に著しい焼損が認められたが、外郭に打痕や潰れは認められなかった。 ○当該製品の保護回路基板は焼失していた。 ○アルミラミネートフィルム外装角形リチウムポリマー電池セルは焼損し、電極体の外周側は 焼損が軽微であった。 ○電極体を展開したところ、巻芯側の損傷が顕著で、巻芯付近の底部側では特に著しい損傷 が認められた。 ●当該製品は、リチウムポリマー電池セルが内部短絡して焼損し、出火に至ったものと考えら れるが、焼損が著しく、外部からの延焼により焼損した可能性も考えられることから、製品起 因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	